

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年6月12日)

陳情5年生活環境第13号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-13 (R5.6.7)	生 活 環 境	いわゆるトラベルルールに係る利用者保護について	

▶陳情事項

県において、トラベルルールに係る相談が増えると予想されることから、ルールに係る研修や、消費者に対して、トラベルルールに係る消費者トラブル防止のためのアナウンスをすること。

▶陳情理由

いま、金融技術の進展によって生まれた仮想通貨（暗号資産）は、国際金融秩序において一定の役割を果たし、その地位・利用が拡大している。暗号資産の特長は、株式のように価格変動のある電子的な通貨であり、その取引をブロックチェーンによって相互監視、複数によるチェックを行い、その取引の偽造や改ざんを防ぎ、安全性を担保することである。日本では、「資金決済に関する法律」が規律している。

仮想通貨は、国内、国際送金の際の手数料安価かつ迅速な送金手段として使われており、全国銀行データ通信システム（全銀システム）による通常の電信送金より、とりわけ海外送金の場合は迅速に着金するメリットがある。例えば、1,000円送金の際の手数料が、通常の国際送金を使うと3日程度、手数料数千円ほどかかる（手数料の方が高い）が、仮想通貨だと1円程度の手数料で、1分以内に送金できる場合もある。通販などを利用する際などに便利に利用できる。

さて、今回のテーマであるいわゆるトラベルルールとは、「利用者の依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付依頼人と受取人に関する一定の事項（氏名、住所や送付目的など）を、送付先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならない」というルールである。

これは、FATF（金融活動作業部会）が、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策についての国際基準（FATF基準）において、各規制当局に対して導入を求めていたもので、これにより我が国においても、電信送金（為替取引）だけでなく暗号資産の移転についても、トラベルルールの対象とすべきと指摘されており、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）の改正が行われることとなった。前述のとおり、この規制は、「暗号資産」としてこれまで未整備だった、通貨に係るトレーサビリティを確保するもので、マネーロンダリング防止や不正利用防止などの観点から、非常に重要なものである。

これまででは、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）の自主規制により、「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に一定のトラベルルールが設けられていた。そのため、送付に際して、暗号資産アドレスに加え、次の情報が必要だった。

- ・受取側暗号資産交換業者の有無や名称、受取人氏名、受取人住所、受取人との関係、実質的支配者情報（受取人が法人の場合）

他方、今年6月から、急速新たな規制が始まった。これが今、物議を醸している。一番の問題となっているのは、国内の複数ある取引業者の中

でも、法定事項の通知を行う際の規格が異なるため、規格が異なると、仮想通貨を送れないことである。制度変更が突如として行われ、その際のアナウンスも不十分だったため、「送れない」「着金しない」「着金が遅い」など、インターネットなどを見ていても、困惑の声が多数見られた。

国内を含む、金融庁が指定する国・地域の当局に登録されている暗号資産交換業者に暗号資産を送付する場合、S y g n a Hubないし、TRUST (Travel Rule Universal Solution Technology) という方式を利用し、法定事項を送付先の暗号資産交換業者へ通知する。主要な米国企業はTRUSTを採用しているが、日本国内やアジア太平洋地域の暗号資産交換業者の多くはS y g n aを採用している。

トラベルルール対応開始日は、各取引業者によって異なるが、法定の通知対象事項を通知できる同一の規格を利用する業者にしか送金が行えず、例えば、S y g n a Hub利用の国内暗号資産交換業者から、TRUST利用の業者への送金が不可能となる（その逆も然り）。また、同一の規格内であっても、仮想通貨の種類によっては、送受信ができなくなってしまった。他社からの預け入れに関しても、電子的に預け入れを確認したあと、「送付元に関する情報」を利用客が登録した後、業者においてその内容を確認するまで暗号資産は口座に反映されなくなった。この確認結果によっては、暗号資産の口座への反映を断られ、また、いわゆる「組み戻し」ができない暗号資産の性質上、この場合でも暗号資産の返送はできない。つまり、顧客の資産が宙に浮く可能性もあるのである。

金額の多寡を問わず、極端にいえば1円送るのにもこの規制が適用されるので、送金などに時間がかかり、非常に不便になったとの声がある。銀行送金の場合などにおいて、本人確認などが一定額以上（例えば10万円以上、200万円以上など）の場合に求められることと対照的である。

国内においても、規格や取引所における対応方法が複数存在し、国内送金すらままならなくなうこと、また、同一の規格内においても、受送金が不可能な仮想通貨が存在することなど、多数の問題を抱えている。送金に際し、自分の資産が、送付先の自分や相手などの元にきちんと届くのか、不安を抱えながら利用するというのは、適切とはいえない。

今後、トラベルルールに係る消費者相談も増えてくると予想している。

については、県においては、トラベルルールに係る相談が増えると予想されることから、ルールに係る研修や、消費者に対して、トラベルルールに係る、消費者トラブル防止のためのアナウンスをすることを求め、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

生活環境部（くらしの安心局消費生活センター）

【現 状】(国の対応)

- 1 令和5年5月23日、政府は、暗号資産（仮想通貨）に関する規制を強化するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（いわゆるトラベルルールの適用）を閣議決定し、5月26日に公布、6月1日に施行された。
- 2 金融庁は、暗号資産のトラベルルールの適用についてホームページで周知するとともに、同庁の「金融サービス利用者相談室」において、トラベルルールに関する相談を受け付けている。

【県の取組状況】

- 1 令和5年6月6日時点では、県内の消費生活センター、市町村消費生活相談窓口に暗号資産のトラベルルールに関する相談は寄せられていない。（P I O－N E T：全国消費生活情報ネットワークシステムによる）
- 2 消費生活相談員は、国民生活センターが実施する専門研修において、金融サービスのデジタル化や法制度に関する講座を受講するなど、暗号資産に関する対応能力の向上に努めている。
- 3 暗号資産のトラベルルールに関する相談を受けた場合には、金融庁の「金融サービス利用者相談室」等の専門相談窓口を紹介する。